

豊明市文化系ジュニアクラブ事務取扱要領

(目 的)

第1条 この要領は、豊明市文化系ジュニアクラブ（以下「CJC」という。）の事務を、円滑かつ適正に運用するために、必要な事項を定めるものとする。

(単位クラブ登録)

第2条 CJCの単位クラブ登録を希望する代表者は、毎年度、役員会が定める日までに、単位クラブ登録申請書（様式1）により申請しなければならない。

2 役員会は、単位クラブ登録申請書が提出された場合、会長と協議し、承認する単位クラブの代表者に、単位クラブ登録承認書（様式2）を交付するものとする。

(単位クラブの事業承認)

第3条 単位クラブの代表者は、役員会の指定する日までに事業計画書（様式3）を提出しなければならない。

2 役員会は、提出された事業計画書により単位クラブの事業を承認し、予算案を策定するものとする。

(会 費)

第4条 会員は、役員会の指定する日までに次に定める会費を納めなければならない。なお、年度の途中からの入会にあっても、会費は年額納めるものとする。

(1) 小学生の会費は、1人年額 500円にCJCの加入する保険の掛金（以下「保険掛金」という。）を加えた額とする。ただし、クラブの都合によりクラブ代表者が、事務局に報告した上で1人年額 1,500円に保険掛金を加えた額とすることができる。

(2) 中学生の会費は、1人年額 1,500円に保険掛金を加えた額とする。ただし、クラブの都合によりクラブ代表者が、事務局に報告した上で1人年額 500円に保険掛金を加えた額とすることができる。

(3) クラブの代表者及び指導者は、会費を免除する。

(単位クラブ支援金の積算基準及び支払)

第5条 役員会は、会費及び豊明市補助金を受領後、単位クラブ支援金として、次に掲げる積算基準により積算し、支払うものとする。

(1) 単位クラブ運営支援金

単位クラブ会員数×（会費－保険料相当額）

(2) 単位クラブ活動支援金（1単位クラブ当り支援）

単位クラブ会員数	支 援 金
5人～10人	10,000円
11人～20人	15,000円
21人～50人	20,000円
51人以上	25,000円

(3) 単位クラブ運搬費特別支援金

単位クラブの代表者は、単位クラブ運搬費特別支援金を要望する場合は、事業計画書

(様式3)に記入しなければならない。ただし、請求するときは特別支援金支給請求書(様式7)により請求し、領収書の写しを提出しなければならない。

(4)初年度特別支援金

初めて承認された単位クラブは、準備費用として初年度特別支援金 10,000 円以内を支援される。

(5)単位クラブ会場費特別支援金

単位クラブの代表者は、単位クラブ会場費特別支援金を要望する場合は、事業計画書(様式3)に記入しなければならない。ただし、クラブ運営上必要な範囲内での活動回数、活動会場に限る。また、請求するときは特別支援金支給請求書(様式7)により請求し、領収書の写しを提出しなければならない。

2 単位クラブ支援金の各単位クラブへの支払いについては以下のとおりとする。

(1) 単位クラブ運営支援金については、会員登録の時期に応じて以下の3つの時期に精算するものとする。

当該年度の第1回役員会の2週間前までに登録した会員にかかる分・・・当該年度の第1回役員会後に、手続きが完了次第。

当該年度の第1回役員会の2週間前の翌日から8月末日までに登録した会員にかかる分・・・9月の役員会が指定した期日

当該年度の9月1日から1月末日までに登録した会員にかかる分・・・2月の役員会が指定した期日

(2) 単位クラブ活動支援金の算出基準日は、当該年度の6月1日現在とする。

3 単位クラブの代表者は、単位クラブ支援金を、クラブ活動以外の費用に充てることができない。

4 単位クラブの代表者は、単位クラブ支援金の使途を、当該年度経過後、役員会が指定する日までに、単位クラブ支援金実績報告書(様式8)により、事務局に提出しなければならない。

(指導支援金)

第6条 C J Cは、登録指導者が単位クラブの指導にあたった場合は、費用弁償として、指導者1人1日1,500円の指導支援金を支払うことができるものとする。

(指導日誌)

第7条 単位クラブの指導者は、指導内容を指導日誌(様式5)に記録しなければならない。

(指導支援金の請求事務)

第8条 単位クラブの代表者は、6ヵ月分(前期4月～9月、後期10月～3月分)を半期として指導支援金を、指導日誌の写しをC J C事務局に提出することにより請求するものとする。

2 指導支援金は、単位クラブの指定した口座に半期毎に一括して支払うものとする。

なお、指導者への分配は、単位クラブ内で行うものとする。

3 単位クラブの代表者は、指導支援金を指導者へ分配した後、領収明細票(様式6)を、

事務局に提出しなければならない。

(特別支援金)

第9条 CJCは、クラブが特に専門的な知識・技能を有する講師等を依頼する必要がある場合は、予算の範囲内において、次に掲げる基準により謝礼を特別支援金として、支払うことができるものとする。この場合、源泉徴収は、本人が行うこととする。

- (1) 特別支援金は、1人1回当たり12,000円を上限とする。
 - (2) 特別支援金は、他の用途に、流用できない。
 - (3) 単位クラブの代表者は、特別支援金をCJCに請求するときは、特別支援金支給請求書(様式7)により請求しなければならない。
 - (4) 単位クラブの代表者は、特別支援金が支給されたときは、領収書(様式9)を提出しなければならない。
- 2 単位クラブの代表者は、前項に規定する事業に補助員が必要な場合は、指導支援金又は謝礼を支払うことができるものとする。ただし、この場合は、単位クラブ支援金の範囲で支払うものとする。

(単位クラブ支援金等の振込先の報告)

第10条 単位クラブの代表者は、単位クラブ支援金・指導支援金及び特別支援金の振込先口座を振込依頼書(様式4)により報告しなければならない。

(細則)

第11条 この要領に定めのない事項は、会長が別に定める。

(附 則)

この要領は、平成14年5月7日より施行する。

(附 則)

この要領は、平成16年12月16日より施行する。

(附 則)

この要領は、平成19年4月1日より施行する。

(附 則)

この要領は、平成21年4月1日より施行する。但し、第4条については、平成22年4月1日より施行する。

(附 則)

この要領は、平成23年4月1日より施行する。

(附 則)

この要領は、平成24年5月14日より施行し、平成24年4月1日より適用する。